

令和 2 年度

男鹿市健全化判断比率審査意見書

男鹿市監査委員

監 第 24 号
令和3年8月23日

男鹿市長 菅 原 広 二 様

男鹿市監査委員 鈴 木 誠

男鹿市監査委員 米 谷 勝

令和2年度男鹿市健全化判断比率審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和2年度決算に基づく健全化判断比率を審査したので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

令和2年度男鹿市健全化判断比率審査意見

1 審査の対象

令和2年度男鹿市の健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の着眼点

健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを主眼とした。

3 審査の主な実施内容

審査は、男鹿市監査基準に準拠し、市長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、関係職員の説明を求めるとともに、決算書等との突合を行い、法令に適合し、かつ、正確であることを確認した。

4 審査の日程、対象課及び実施場所

日 程	対象課	実施場所
令和3年7月30日（金）	財 政 課	監査委員事務局

5 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、法令に適合し、かつ正確であり、いずれも適正に作成されているものと認められた。健全化判断比率は、次のとおりである。

(単位：%)

区 分	令和2年度	令和元年度	増 減	早期健全化基準
実 質 赤 字 比 率	—	—	—	13.28
連結実質赤字比率	—	—	—	18.28
実質公債費比率	9.6	10.0	△ 0.4	25.0
将来負担比率	52.7	70.3	△ 17.6	350.0

注1 実質公債費比率、将来負担比率は、小数第2位以下を切り捨てている。

注2 表中の「—」は、赤字が生じていないことを表している。

注3 健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上である場合には、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、「財政健全化計画」を定めなければならないとされている。

